

## 旧門脇小学校震災遺構調査・基本設計等業務公募型プロポーザル実施要領

震災遺構として保存・整備する旧門脇小学校の基本設計に当たっては、事業者の柔軟かつ高度な発想力、設計能力及び豊富な経験に基づく実現能力を求め、この業務に最も適した委託候補者を選定する。

なお、本プロポーザルは、具体的な設計案を求めるものではなく、設計候補者の選定のために必要な技術提案書の提出を求めるものである。

### 1 事業のコンセプト

別添「震災遺構共通コンセプト」及び「旧門脇小学校震災遺構コンセプト」のとおり

### 2 業務要旨及び目的

本業務は、「石巻市震災復興基本計画」及び「石巻市震災伝承計画」に基づき、東日本大震災の記憶や教訓を後世に伝えるため、「石巻市震災遺構整備方針」により、旧門脇小学校の震災遺構化に向けた基本設計を行うことを目的とする。

### 3 業務概要

- (1) 委託業務名 旧門脇小学校震災遺構調査・基本設計等業務
- (2) 業務の場所 石巻市門脇町四丁目2番11号ほか（旧門脇小学校敷地内）
- (3) 業務の内容  
旧門脇小学校震災遺構化に関する調査・基本設計業務及びその他の業務  
(詳細は特記仕様書を参照)
- (4) 業務の期間 契約締結日から平成30年3月31日まで  
※「業務の期間」に掲げる終期については、この業務に係る委託契約を締結した後において、平成29年度石巻市一般会計補正予算が議決等されたときは、変更する場合がある。
- (5) 業務の規模（見積限度額）  
金83,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 4 実施方法 公募型によるプロポーザル方式

### 5 参加資格要件

本プロポーザルに参加を申し込むことができる者（以下「参加申込者」という。）は、参加申込日において次の各号に該当することとする。ただし、単独事業者又は共同提案体のいずれかの形態をもって本プロポーザルに同時に参加することはできない。

なお、契約締結日までの期間において、参加資格を有しなくなった場合については、失格となる。

- (1) 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号）第3条第2項に規定する競争入札参加資格承認簿（以下「承認簿」という。）の「測量・建設コンサルタント等の業務」のうち、業種が「建設コンサルタント」又は「建築士」に登録されている者。ただし、参加資格者名簿に登載されていない場合は、今回の業務においてのみ、下記書類一式を参加表明書と一緒に提出することで、参加資格があるものとみなす。
- ア 法人にあっては、登記事項証明書（商業登記簿謄本等）の写し
- イ 個人にあっては、身分（身元）証明書の写し
- ウ 印鑑登録証明書の写し
- エ 法人にあっては、直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（法人事業税）、市区町村民税（法人市区町村民税、固定資産税（ある場合））の納税証明書の写し又は未納がないことの証明書の写し
- オ 個人にあっては、直近年度の国税（所得税及び消費税）、都道府県税（個人事業税）、市区町村民税（個人市区町村民税、固定資産税（ある場合）、国民健康保険税（料））の納税証明書の写し又は未納がないことの証明書の写し
- カ 当該業務・工事等が資格、免許が必要なものである場合は、その写し
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (3) 平成19年4月1日以降に竣工した、下記ア又はイの施設の展示設計を請負った実績があること（展示室が1,000m<sup>2</sup>以上の施設の全面的な改修・改築を含む。）。
- ア 博物館法における展示室が1,000m<sup>2</sup>以上の登録博物館又は博物館相当施設
- イ 展示室が1,000m<sup>2</sup>以上の博物館類似施設
- (4) 次のとおり技術者をそれぞれ配置できること。なお、各技術者に求める資格は別表で定める。
- ア 単独事業者又は共同提案体のいずれかに所属し、専任的対応（発注者との打合せに毎回出席するなど、本業務の確実な履行を求めるものであり、他の業務への従事を制限するものではない。以下同じ）が求められるもの：①管理技術者、②照査技術者（注1）、③意匠担当主任技術者、④展示担当主任技術者
- イ 単独事業者又は共同提案体のいずれかに所属するもの（専任的対応の義務はないが、責任を持って担当できること）：⑤外構・公園担当主任技術者、⑥構造担当主任技術者、⑦電気設備担当主任技術者、⑧機械設備担当主任技術者
- ウ 可住地における震災遭構化という特殊性、被災地における業務の困難性、効率的運営を見据えた施工及び維持管理の先行的検討の必要性を鑑み、単独事業者又は共同提案体又は協力会社（注2）のいずれかに所属して専任的対応が可能なものがいること：⑨地域住民対応等担当主任技術者
- エ ①管理技術者、②照査技術者、③意匠担当主任技術者は参加申込者と3か月以上の直接的な雇用関係にある者としなければならない。
- オ ①管理技術者及び③意匠担当主任技術者は兼任できないものとする。
- 注1：「照査技術者」とは、成果物について技術上の照査を行う者をいう。

注2：「協力会社」とは、業務の一部を委任し、又は請け負わせる事務所をいう。

【各技術者の必要資格】

技術者の種類	必要資格
管理技術者 照査技術者	建築士法第2条に規定する一級建築士の資格又は技術士法第32条第一項の登録を受けた技術士（総合技術監理部門又は建設部門の都市及び地方計画）の資格を有する者 ※照査技術者は、地域住民対応等担当主任技術者を兼ねることができる。
意匠担当主任技術者	建築士法第2条に規定する一級建築士の資格を有する者
展示担当主任技術者	博物館法における登録博物館又は博物館相当施設の展示に関する計画・設計等類似業務経験を有する者
外構・公園担当主任技術者	施設の外構・公園に関する計画・設計等の経験を有する者
構造担当主任技術者	建築士法第2条及び第10条の2の2に規定する構造設計一級建築士の資格を有する者
電気設備担当主任技術者 機械設備担当主任技術者	両者又はいずれかが建築士法第2条及び第10条の2の2に規定する設備設計一級建築士であること。設備設計一級建築士でない者は建築設備士の資格を有する者を配置すること
地域住民対応等担当主任技術者	地域住民対応や施設の運営・維持管理に関する事業計画等の業務経験を有し、技術士（総合技術監理部門又は建設部門の都市及び地方計画）の資格を有する者。「②照査技術者」が兼ねることができる。

- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
- (6) 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(平成17年石巻市告示第180号。以下、「指名停止等措置要綱」という。)第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けている者でないこと。
- (7) 国及び他の地方公共団体から指名停止又は指名回避を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てがなされた者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (9) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされたものでないこと。ただし、同法に基づく、再生手続き開始の決定を受けた者

が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。

- (10) 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当する者でないこと。
- (11) 業務全般に関し、指名停止等措置要綱第2条別表2に掲げる不正又は不誠実な行為の疑いにより、契約の相手方として不適当と認められる者でないこと。
- (12) 参加申込者は本プロポーザルにおいて、他の参加申込者の協力事務所（設計業務を実施するうえで、業務の一部を再委託する設計事務所等をいう）でないこと。

## 6 設計共同企業体の場合の参加資格要件

- (1) 結成方法は、自主結成とする。なお、参加申込書提出時に様式3（設計共同企業体参加資格審査申請書）を提出すること。
- (2) 構成員は、その技術力を結集して業務を実施するものとし、それぞれ優れた技術を有する分野を担当するものとする。この場合において、構成員の分担業務は、技術力を結集して業務を実施するという共同提案体の目的に照らして必要以上に細分化しないものとする。また、構成員の分担業務は、業務の内容により、設計共同企業体協定書（様式3-1）において明らかにするものとする。
- (3) 構成員は、前項(5)から(12)までの資格要件を全て満たしている者であること。
- (4) 構成員には、前項(1)及び(2)の資格要件を満たしている者、(1)及び(3)の資格要件を満たしている者がそれぞれ含まれること。
- (5) 代表者は、構成員のうち出資割合が最大であること。
- (6) 構成員は単独事業者、他の構成員及び他の参加者の協力事務所として参加していないこと。

## 7 本実施要領等の内容に関する質問の受付及び回答

- (1) 質問は、質問票（様式第9号）に記載して、電子メール又はFAXで提出すること。その際は、電話等により質問票の提出を連絡すること。
  - ア 提出期限 平成29年11月21日（火）から  
平成29年12月1日（金）午後5時まで
  - イ 提出先 後記17に記載のとおり
- (2) 回答は、平成29年12月6日（水）午後4時（予定）石巻市ホームページに掲載する。

## 8 参加申込の手続

本プロポーザルに参加しようとする者は、次により必要書類（以下「参加申込書等」という。）を提出するものとする。

- (1) 提出書類
  - ア 参加申込書（様式1） 1部

- イ 会社概要書（様式2） 1部
- ウ 設計共同企業体参加資格審査申請書（様式3）、設計共同企業体協定書（様式3－1）、委任状（様式3－2）及び設計共同企業体使用印鑑届（様式3－3） 1部 ※共同提案体で申込む場合に限る。
- エ 同種設計業務実績調書（様式4） 10部（うち各9部は企業名を記入しない）
- オ 同種展示業務実績調書（様式5） 10部（うち各9部は企業名を記入しない）
- カ 本業務担当チームの管理技術者、照査担当技術者、主任技術者等の経歴（様式6） 10部（うち各9部は所属名を記入しない）
- キ 本業務担当チームの管理技術者、照査担当技術者、主任技術者等の主要業務実績（様式7） 10部（うち各9部は所属名を記入しない）
- ク 協力事務所の内容（様式8） 1部
- (2) 提出先 後記17に記載のとおり
- (3) 提出方法 持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）
- (注) 1 持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。
- 2 郵送の場合は、封筒に「参加申込書等在中」と記載し、期限までに到達するよう提出すること。
- (4) 提出期限 平成29年12月18日（月）午後5時まで
- (5) 留意事項
- ア 提出期限までに参加申込書が到達しなかった場合は、技術提案書を提出できないものとする。
- イ 参加申込書等の作成及び提出に係る費用は参加申込者の負担とする。
- ウ 参加申込書等提出期限後の差替え及び再提出は不可とし、提出された参加申込書等は返却しないものとする。
- エ 参加申込書等に虚偽の記載をした場合は、当該参加申込書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行う場合がある。

## 9 参加資格審査結果の通知

参加資格の有無を審査後、「参加資格審査結果通知書」により参加申込書に記載されているFAX番号又は電子メールアドレスへ通知する。

なお、通知日は平成29年12月20日（水）を予定している。

## 10 技術提案書の手続

前記8の通知により、本プロポーザルの参加資格を有すると認められた者は、次により書類（以下「提案書等」という。）を提出するものとする。

### (1) 提出書類

ア 技術提案書表紙（様式10） 1部

- イ 技術提案書（A3版5枚以内任意様式） 10部  
ウ 業務実施方針及び業務スケジュール（A3版1枚任意様式） 10部  
エ 参考見積書（任意様式） 10部（うち各9部は所属名を記入しない）
- (2) 提出先 後記17に記載のとおり
- (3) 提出方法 持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）
- (注) 1 持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。  
2 郵送の場合は、封筒に「提案書等在中」と記載し、期限までに到達するよう提出すること。
- (4) 提出期限 参加資格審査結果通知書の通知日から  
平成30年1月26日（金）午後5時まで
- (5) 留意事項
- ア 参加資格審査結果通知書により提案書等の提出者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、提案書等を提出できないものとする。  
イ 提案書等の作成及び提出に係る費用は提案者の負担とする。  
ウ 技術提案書はA3版5枚以内で作成する。  
エ 技術提案書は、表紙以外には会社名など提案者が特定できる情報は記載しないこと（審査は、提案者名を非公開で行うため）。  
オ 提案書等提出期限後の差替え及び再提出は不可とし、提出された提案書等は返却しないものとする。  
カ 虚偽の記載をした提案及び前記2(5)に示す見積限度額を超える提案は、無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行う場合がある。

## 1.1 評価方式

プロポーザル提案者について、次のとおり2段階の評価を実施する。

- (1) 1次評価
- 選定委員会による技術提案書の評価に基づき、5者程度を2次評価への参加者として選定する。
- (2) 競争的対話方式（Competitive Dialogue）の実施
- 2次評価参加資格者に対し選定委員会から指摘事項を通知、2次評価において、この対応についても評価の対象とする。なお、必要であれば2次評価用の資料（パワーポイント等）を作成することも可能とする。
- (3) 2次評価（プレゼンテーション・ヒアリング）
- ア 実施日時及び場所  
平成30年2月24日（土）午前10時から  
庁舎4階 庁議室（予定）
- イ 参加表明書等及び技術提案書等の内容について、選定委員会によるヒアリングを実施します。ヒアリングは、設計担当チームによるプレゼンテーション（15分

間) 及び選定委員による質疑(20分間)により行い、公開とする。

説明者の出席はPC操作者を含め4名以内とし、原則として、本業務を担当する管理技術者が説明するものとする。

ウ 技術提案書等について、選定委員が技術提案書評価基準(別添1)に基づき評価を行うものとする。

エ 委員の合議の上で「最優秀者」1者及び「優秀者(次点)」1者を決定し、「最優秀者」を本業務に係る契約の優先交渉権者とする。

※ 審査委員間で意見が分かれ、収拾が難しいと委員長が判断した場合は委員長の裁定により決定する。

オ 審査は原則非公開とするが、審査の経緯については後日、審査講評として、ホームページ等で掲載する。

#### (4) 審査結果

審査結果については、全提案者(共同提案体の場合は代表者)に対して郵送により書面で通知する。

### 1.2 非選定理由に関する事項

- (1) 提出した提案書等が選定されなかった者は、審査結果通知をした日の翌日から起算して7日以内(必着)に、書面(様式は問わない。ただし、規格はA4版とする。)を持参又は郵送(一般書留又は簡易書留)により、石巻市長に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- (2) 前号の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。

### 1.3 契約の締結

- (1) 優先交渉権者と提案内容に沿って、契約内容について協議のうえ、石巻市契約規則に定める随意契約の手続きにより締結するものとする。ただし、契約交渉が不調のときは、評価により順位付けられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。
- (2) 特に支障が無いかぎり、基本設計業務委託の受諾者を相手方として、実施設計を別途締結することとする。

### 1.4 全体のスケジュール(予定)

平成29年11月17日(金)	提案募集開始
11月28日(火)	現地見学及び説明会
12月1日(金)	質問提出期限
12月6日(水)	質問回答期限
12月18日(月)	参加申込書提出期限
平成30年1月26日(金)	提出書類(技術提案書含む)の提出期限

1月31日（水）	提出書類審査（1次評価）
2月6日（火）	1次評価選定結果
2月21日（水）	プレゼンテーション用資料の提出期限
2月24日（土）	プレゼンテーション及びヒアリング（2次評価）
2月下旬	2次評価選定結果の通知（優先交渉権者決定）
3月上旬	業務内容、仕様書及び委託費等に関する協議
3月中旬	契約締結、業務開始

## 1.5 失格事項

プロポーザル方式の参加者が、次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載又は選定に影響を与えるような不備があった場合
- (3) 当該プロポーザルの参加に関し、不誠実な行為があったと認められる場合

## 1.6 その他

- (1) 震災遺構等整備予定地にある旧門脇小学校は、東日本大震災による被災当時まま存置されており、壁の崩落等の可能性があるため立ち入りを禁止しますが、下記により現地見学会及び説明会を開催しますので、希望する方は事前に申し込みの上、ご参加願います。

ア 日 時 平成29年11月28日（火）午前10時00分～午前11時30分

イ 集合場所 旧門脇小学校

ウ 申し込み 平成29年11月27日（月）

午後5時まで、Eメールに会社名と参加者氏名を記載し、担当（復興政策部震災伝承推進室）へお申し込みください、参加人数は3人に制限させていただきます。

- (2) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、地方自治法施行令に基づく契約手続の完了までは、石巻市との契約関係が生じるものではない。

- (3) 前記4の条件については、契約締結まで当該要件等を満たしているものとする。

- (4) 契約締結にあたっては、選定された提案をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、当初予定の業務内容、規模等及び金額について、変更する場合がある。

- (5) 提出された提案書（図面等の付属書類等を含む。）に係る著作権等の知的財産権は提案者に帰属するものとする。

- (6) 契約締結後、本業務の成果品等に係る著作権等の知的財産権は、成果品とともに全て石巻市に帰属するものとする。

- (7) 提案者から提出された提案書等について、石巻市情報公開条例（平成17年石巻

市条例第14号)の規定に基づき、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

- (8) 提出された提案書等は、公平性、透明性等を期するため、提案者の承諾を得た上で公表することがある。公表する場合は、提案書の写しを作成し、使用することができるものとする。
- (9) 提出された提案書等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

## 1.7 問合せ及び提出先

〒986-8501 石巻市穀町14番1号

石巻市復興政策部震災伝承推進室(市役所本庁舎4階)

電話: 0225-95-1111 (内線4254)

FAX: 0225-22-4995

電子メール: [isdilore@city.ishinomaki.lg.jp](mailto:isdilore@city.ishinomaki.lg.jp)